

## 災害時における協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人浦安青年会議所（以下「丙」という。）は、浦安市内に災害対策基本法（昭和36年法律第23号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、浦安市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、効率的・効果的な支援活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、浦安市に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認める時は、乙及び丙に対し、その協力が可能な範囲で協力を要請することができる。

### （協力内容）

第3条 甲が乙及び丙に協力を要請する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被災状況の把握
  - (2) 物資等の調達、仕分け及び輸送の協力
  - (3) 必要に応じた人的支援
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙丙協議して定める活動
- 2 前項の協力内容のうち、浦安市災害ボランティアセンターの運営に関わるものについて、丙は、乙に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げる乙及び丙の活動に対し、必要な支援を行うものとする。
- 4 甲乙丙の災害時の活動の内容、実施方法、費用等については、随時連絡を密にし、甲乙丙協議の上決定することとする。

### （情報交換）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとする。

### （平常時における活動）

第5条 災害時における活動が円滑に遂行できるよう、丙及び乙は、甲が行う訓練等に必要な協力を行うものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月8日

甲 千葉県浦安市猫実1-1-1

浦安市

市長 松崎 秀樹

乙 千葉県浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

会長 大塚 久美子

丙 千葉県浦安市猫実1-19-36 浦安商工会議所会館内

公益社団法人浦安青年会議所

理事長 西川 嘉純